



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年6月7日金曜日 第1362号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 743

介護機関の指定..... 744

介護機関（居宅介護事業者）の指定..... 744

介護機関（居宅介護支援事業者）の指定..... 745

介護機関（居宅介護事業者）の変更..... 745

介護機関（居宅介護支援事業者）の変更..... 746

介護機関（居宅介護事業者）の休止の届出..... 746

介護機関（居宅介護支援事業者）の休止の届出..... 746

介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... 746

土地改良区の定款変更の認可..... 747

市営土地改良事業の施行の同意..... 747

町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 747

土地改良事業の工事完了の届出..... 747

県営土地改良事業の工事の完了..... 747

兼用工作物の管理の方法について..... 747

公有水面埋立工事のしゅん功認可..... 747

道路の区域変更（県道上猿田三島線）..... 748

道路の供用開始（ " ）..... 748

道路の区域変更（県道落合久万線）..... 748

道路の供用開始（ " ）..... 748

開発行為に関する工事の完了..... 749

都市計画事業の認可..... 749

### 公 告

パーソナルコンピュータの購入..... 749

### 雑 報

宅地建物取引主任者資格試験の実施について..... 750  
公示による通知..... 750

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1129号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び宇和島市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
四国明治株式会社  
宇和島市伊吹町1530番地

取締役社長 滝井 完造

- 事業場の名称及び所在地  
四国明治株式会社  
宇和島市伊吹町1530番地
- 特定施設に関する事項

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第4号 二湯煮施設	
特定施設の能力	1日当たり12,000袋処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	10時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～8.0 最大 5.6～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 2
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0 最大 3.0
	全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 35 最大 40	

- 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量  
No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～8.0 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 80

浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 60 最大 90
全窒素（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 3.0 最大 12.0
全りん（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 1.0 最大 4.0
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 550 最大 600

備考 この他に、雨水排水口が3箇所ある。

規定により、介護機関を次のように指定した。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
介護老人保健施設 アンジュ	医療法人 里久会	喜多郡五十崎町平岡133	平成 14.2.28
介護老人保健施設 くりのみ館	医療法人社団 栗整形外科病院	伊予三島市中之庄町393番地1	平成 14.4.12
木原病院	医療法人 聖ルカ会	今治市別宮町三丁目7番地の8	平成 14.4.1
菅病院	医療法人 圭泉会 菅病院	今治市南日吉町二丁目3番21号	平成 14.5.1

○愛媛県告示第1130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の

○愛媛県告示第1131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅の 介護事業者） 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人 里久会	喜多郡五十崎町平岡甲135-1	介護老人保健施設アンジュ	喜多郡五十崎町平岡甲133	平成14.2.28
有限会社 ひろ調剤薬局	松山市北斎院町928-2	有限会社ひろ調剤薬局 田窪駅前店	温泉郡重信町田窪2027	平成13.12.1
医療法人 波止浜内科・外科	今治市地堀五丁目2-1	波止浜内科・外科	今治市地堀五丁目2-1	平成13.12.1
日興建設株式会社	越智郡菊間町浜210番地2	ニッコーケアサービス	越智郡菊間町浜210番地2	平成14.3.15
宇和島ハイヤー株式会社	宇和島市丸之内一丁目1番7号	宇和島介護サービス	宇和島市恵美須町一丁目6番18号	平成14.3.18
社会福祉法人 エンゼル	伊予郡松前町北川原33番地1	ヘルパーステーション玉泉	伊予郡松前町北川原33番地1	平成14.3.18
有限会社 萩の台	新居浜市萩生130番地の57	カミングケアステーション	新居浜市萩生130番地の57	平成14.3.1
株式会社 グリップ	今治市室屋町一丁目2番地3	グリップ大西	越智郡大西町九王甲1520	平成14.4.1
社会福祉法人 長浜町社会福祉協議会	喜多郡長浜町長浜甲480番地の3	長浜町デイサービスセンター 指定通所介護事業所	喜多郡長浜町柴甲1402番地3	平成14.4.1
社会福祉法人 陽成会	越智郡朝倉村朝倉下乙102番2	リーフガーデンあさくら	越智郡朝倉村朝倉下乙102番地2	平成14.4.10
合資会社 あい愛ライフ	伊予郡中山町出淵2番耕地44の3	あい愛ライフ	伊予郡中山町出淵2番耕地44の3	平成14.5.1
有限会社 オフィスワン	新居浜市篠場町10番23号	デイサービスみどり	宇摩郡土居町上野2162番地1	平成14.4.19

有限会社 別当	宇和島市別当五丁目3番2号	有限会社別当ヘルパーこでまり	宇和島市別当五丁目3番2号	平成14.4.26
有限会社 コミュニティーハウス	北条市北条588番地3	グループホーム・コミュニティーハウス北条	北条市北条588番地3	平成14.4.26
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番9号	訪問看護ステーションたかつ	新居浜市高津町3番20号	平成14.5.2
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	松山市大手町二丁目6番23号	済生会今治訪問介護事業所 さいせい	今治市喜田村七丁目2番41号	平成14.5.2
医療法人 サマリヤ会	伊予市米湊266番地1	木村脳神経外科	伊予市米湊266番地1	平成12.6.1
西海町	南宇和郡西海町船越1289番地1	西海町指定通所介護事業所	南宇和郡西海町榎月212番1	平成14.5.1
医療法人 圭泉会 菅病院	今治市南日吉町二丁目3番21号	菅病院	今治市南日吉町二丁目3番21号	平成14.5.1

## ○愛媛県告示第1132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社 萩の台	新居浜市萩生130番地の57	カミングケアステーション	新居浜市萩生130番地の57	平成14.3.1
医療法人 補天会	今治市米屋町三丁目1番地15	医療法人補天会 光生病院	今治市室屋町三丁目2番地10	平成14.4.1
医療法人 友和会	北宇和郡広見町近永1517番地3	指定居宅介護支援事業所 たんぼぼ	北宇和郡広見町近永574番地	平成14.4.12
社会福祉法人 吉田町社会福祉協議会	北宇和郡吉田町東小路甲58番地5	吉田町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	北宇和郡吉田町東小路甲58番地5	平成14.4.1
株式会社 青い鳥	新居浜市久保田町三丁目9番25号	指定居宅介護支援センター 青い鳥	新居浜市久保田町三丁目9番25号	平成14.4.15
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番9号	指定居宅介護支援センター たかつ	新居浜市高津町3番20号	平成14.5.2

## ○愛媛県告示第1133号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の名称及び居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 介護機器のイトウ株式会社	今治市蒼社町二丁目2番3号	（変更後） 介護機器のイトウ株式会社	今治市蒼社町二丁目2番3号	平成14.2.1
（変更前） 介護機器のイトウ株式会社		（変更前） 介護機器のイトウ株式会社		

○愛媛県告示第1134号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の名称及び居宅介護支援事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 介護機器のイトウ株式会社	今治市蒼社町二丁目2番3号	（変更後） 介護機器のイトウ株式会社	今治市蒼社町二丁目2番3号	平成14.2.1
（変更前） 介護機器のイトウ有限会社		（変更前） 介護機器のイトウ有限会社		

○愛媛県告示第1135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように休止した旨の届出があった。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る居宅介護事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
三崎町	西宇和郡三崎町三崎692番地	三崎町国民健康保険三崎診療所	西宇和郡三崎町三崎692番地	平成14.4.1

○愛媛県告示第1136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように休止した旨の届出があった。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
三崎町	西宇和郡三崎町三崎692番地	三崎町国民健康保険三崎診療所	西宇和郡三崎町三崎692番地	平成14.4.1

○愛媛県告示第1137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
国延益弘	今治市地堀五丁目2-1	波止浜内科・外科	今治市地堀五丁目2-1	平成13.11.30
株式会社 渦潮ウェルフェアサービス	越智郡大西町九王甲1520	渦潮ウェルフェアサービス	越智郡大西町九王甲1520	平成14.3.31

○愛媛県告示第1138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市治良丸土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1139号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・北谷地区）の施行に平成14年5月24日同意した。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1140号

瀬戸町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大江地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大江地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成14年6月10日から7月5日まで
- 3 縦覧場所  
瀬戸町役場

○愛媛県告示第1141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、朝倉村から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
土地改良総合整備事業	万丁地区	平成12年3月24日

○愛媛県告示第1142号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	峠地区	平成14年3月19日

○愛媛県告示第1143号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局丹原土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 河川の名称  
二級河川新川水系内川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
内川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
周桑郡丹原町大字池田1451番地5地先から同町大字願連寺377番地3地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所  
道路管理者 丹原町  
周桑郡丹原町大字池田1733番地1
- 5 管理の内容
  - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
  - (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
  - (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
平成14年6月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1144号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西条市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年6月7日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
今治造船株式会社  
愛媛県今治市小浦町一丁目4番52号  
代表者 代表取締役 檜垣俊幸  
愛媛県今治市小浦町一丁目2番45号
- 2 埋立区域
  - (1) 位置  
愛媛県西条市ひうち字西ひうち7番6地先公有水面
  - (2) 区域  
次の⑦点から⑤点までを順次直線で結んだ線及び⑦点と⑤点とを結ぶ昭和55年6月14日付け愛媛県指令50港第61号でしゅん功認可された埋立地の陸地と公有水面との

境界線（C・D・L・+3 31メートルにより決定）により囲まれた区域

基点（愛媛県西条市玉津字西鱸之洲 737 番地の30に設置された金属鈹）は、北緯33度56分03.59840秒、東経 133度11分30.52448秒の地点

- ⑦点は、基点から18度10分 1,183.840メートルの地点
- ⑥点は、⑦点から80度00分29.990メートルの地点
- ③点は、⑥点から350度00分 165.552メートルの地点
- ⑧点は、③点から254度03分 444.025メートルの地点
- ⑨点は、⑧点から164度03分35.017メートルの地点

- ⑩点は、⑨点から254度03分94.605メートルの地点
- ⑪点は、⑩点から344度03分35.010メートルの地点
- ④点は、⑪点から254度03分 4.500メートルの地点
- ⑤点は、④点から164度03分50.010メートルの地点

(3) 面積

27,226.09平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和61年3月28日 愛媛県指令60港第228号

4 しゅん功認可年月日

平成14年6月7日

○愛媛県告示第1145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	上猿田三島線	伊予三島市寒川町字原口2163番5から 同字2132番1地先まで	旧	メートル 5.2~10.2	キロメートル 0.220	
			新	10.2~20.0	0.220	

○愛媛県告示第1146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	上猿田三島線	伊予三島市寒川町字原口2163番5から 同字2132番1地先まで	平成14年6月7日

○愛媛県告示第1147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	落合久万線	上浮穴郡面河村笠方134番3から 同村笠方163番3まで	旧	メートル 3.8~9.0	キロメートル 0.331	
			新	9.8~39.5	0.324	

○愛媛県告示第1148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	落合久万線	上浮穴郡面河村笠方134番3から 同村笠方163番3まで	平成14年6月7日

## ○愛媛県告示第1149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
西局建（開）第7号 平成14年5月27日	西条市禎瑞字相生五番253番1	周桑郡小松町大字妙口甲766番地4 渡部 チ工子
松局建（開）第5号 平成14年5月27日	温泉郡重信町大字横河原字前川1315番1及び1316番7	松山市六軒家町4番地24号 東亜ホーム株式会社 代表取締役 梅本 武紀

## ○愛媛県告示第1150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 施行者の名称  
西条市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東予広域都市計画道路事業  
3・5・34 西条駅前干拓地線
- 3 事業施行期間  
平成14年6月7日から  
平成21年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
愛媛県西条市喜多川字八丁及び港字新地地内
  - (2) 使用の部分  
なし

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年6月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名  
パーソナルコンピュータの購入
  - (2) 購入物品名及び数量  
パーソナルコンピュータ（知事が指定するソフトウェア、搬入、据付け、配線、調整等一式を含む。）  
200台
  - (3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 納入期限  
平成14年10月1日
- (5) 納入場所  
知事が指定する場所
- (6) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、営業種別「文具・事務用機器類」又は「機械器具類」について平成14年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
  - (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県警察本部総務室会計課調度係  
〒790 8573  
愛媛県松山市南堀端町2番地2  
電話 (089)934 0110 内線 2233

理事長 河野 正三

- (2) 入札書の受領期限  
平成14年7月17日(水)午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成14年7月17日(水)午後2時  
愛媛県警察本部大会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Personal Computer ,200 sets
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m.,17 July 2002
- (3) For further information ,please contact: Supplies Section , Finance Division , General Affairs Department ,Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110 ext 2233

## 雑 報

## ○公 告

## 宅地建物取引主任者資格試験の実施について

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による愛媛県知事の委任に係る平成14年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成14年6月7日

財団法人 不動産適正取引推進機構

- 1 試験の日時  
平成14年10月20日(日)午後1時から午後3時まで  
ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣が指定する者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者については、午後1時10分から午後3時まで
- 2 試験の場所  
受験申込みの受付の際に指定する。
- 3 受験資格  
年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
- 4 受験申込書の配布
- (1) 配布期間  
平成14年7月8日(月)から同年8月2日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで。
- (2) 配布場所  
社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部(松山市平和通六丁目5番地1愛媛不動産会館2階)及び各支部(所在については、本部に照会すること。)  
なお、郵送により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「宅地建物取引主任者資格試験申込書請求」と朱書き、所要の郵便切手を貼ったあて先記入の返信用封筒を同協会本部へ送付すること。
- 5 受験申込書の受付期間  
平成14年7月29日(月)から同年8月2日(金)までの期間で、午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
- 6 受験申込書の提出先  
社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部(松山市平和通六丁目5番地1愛媛不動産会館4階)に提出すること。  
なお、郵送による場合は、簡易書留郵便又は配達記録郵便で提出すること(平成14年7月8日(月)から同年8月2日(金)までの日付けの消印のあるものに限り有効とする。)
- 7 受験手数料  
7,000円
- 8 問い合わせ先  
社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部  
〒790 0807 松山市平和通六丁目5番地1  
愛媛不動産会館2階  
TEL (089)943 2184

## ○公示による通知

住所不明

(ただし、最後の本籍 愛媛県新居浜市泉川甲4474)

藤田 久子

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局(愛媛県土木部用地課)において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令(



昭和26年政令第342号)第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成14年6月25日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成14年6月7日

愛媛県収用委員会

会長 村 田 建 一

平成14年5月15日付け14媛収第15号審理の開催について

(審理開催の通知)

